

# 松伏町

## 第 5 期障がい福祉計画 第 1 期障がい児福祉計画

平成 30 年度～平成 32 年度

平成 30 年 3 月

埼玉県 松伏町



## はじめに

我が国では、「障害者差別解消法」の施行、「発達障害者支援法」の改正、「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正など、これまでに障がい福祉に関する国内法制の整備が行われ、障がいのある方を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。

松伏町においては、相談支援の充実や障害者総合支援法及び児童福祉法等、制度改正に対応するため、平成26年度に策定した第4期障がい福祉計画（平成27～29年度）を見直しました。今回策定しました第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（平成30～32年度）は、「生きがいを持ち、自立した生活と一人ひとりを大切にすることができるまち」の実現を目指しています。

計画の円滑な実施にあたっては、障がいのある方の意見や関係機関の皆様の協力を仰ぎながら取り組んでいくことが重要です。これからも、皆様のあたたかいお力添えとご理解をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

松伏町長 **鈴木 勝**



# 目次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 関連制度の動向	4
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	7
5. 計画策定の体制	7
(1) 策定委員会の設置	7
(2) パブリックコメントの実施	7
6. 計画の点検・評価	8
第2章 障がい者をめぐる状況	9
1. 人口の推移	11
2. 障がい者の現況	12
第3章 計画の基本理念と基本方向	17
1. 計画の基本理念	19
2. 計画の基本方向	20
第4章 施策の展開	23
1. 平成32(2020)年度の目標値の設定	25
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
(3) 地域生活支援拠点等の整備	26
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	27
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	28
2. 障がい福祉サービスの体系	29
3. 障がい福祉サービス	30
(1) 訪問系サービス	30
(2) 日中活動系サービス	32
(3) 居住系サービス	34
(4) 相談支援	35
4. 障がい児福祉サービス【第1期障がい児福祉計画】	36

(1) 障がい児通所支援.....	36
(2) 障がい児相談支援.....	38
5. 地域生活支援事業.....	39
(1) 必須事業.....	39
(2) 任意事業.....	46
6. 町立かるがもセンター（多機能型事業所）の充実.....	48
<b>資料編</b> .....	<b>49</b>
1. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会の経緯 ..	51
2. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会設置取扱い .....	52
3. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿	53
4. 用語の説明.....	54

### 「障害者」等の「害」の表記について

当町では、“心のバリアフリー”等を推進するために、広報紙など町で使う「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

# 第1章 計画策定の概要

---

---



## 1. 計画策定の背景・趣旨

本町では、平成27年3月に「松伏町第3次障がい者計画・松伏町第4期障がい福祉計画」を策定しました。「第3次障がい者計画」では、「生きがいを持ち、自立した生活と一人ひとりを大切にすることができるまち」を基本理念に掲げ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて障がい者施策を総合的に推進するとともに、「第4期障がい福祉計画」により、地域生活支援事業を含む障がい福祉サービスを計画的に展開してきました。

このたび、平成29年度をもって「第4期障がい福祉計画」が計画期間を終了すること、また、平成28年の児童福祉法の改正により、これまで同法に基づく福祉サービスとして障がい福祉計画に含まれていた障がい児に対する福祉サービスの内容が、新たに「障害児福祉計画」として法定計画化されたこと、さらに「障害児福祉計画は障害福祉計画と一体のものとして策定できる」とされたことを受け、本町では、両計画を一体化した

### 「松伏町第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」

を策定するものです。

## 2. 関連制度の動向

### (1) 障害者雇用促進法の一部改正（平成25年6月）

雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び法定雇用率の算定基礎の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立しました。

平成28年4月には、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止と合理的配慮の提供の義務化が施行され、平成30年4月施行分としては、法定雇用率の算定対象に精神障害者が追加されることとなります。

### (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正（平成25年6月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するために、精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しが平成26年4月に施行され、精神医療審査会に関する見直しが平成28年4月に施行されました。

### (3) 障害者権利条約の批准（平成26年1月）

障がいのある人の人権や基本的自由の享有の確保・障がいのある人の尊厳の尊重の促進、障がいのある人の権利の実現のための措置等が規定された条約で、締結国には、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野において障がい者の権利実現のための取組が求められています。

### (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度を確立し医療費助成の対象疾患を拡大するほか、難病に係る医療、難病に関する施策の総合的な推進のための基本的方針の策定、難病の医療に関する調査及び研究の推進等が施行されました。

### **(5) 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）**

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が規定されました。

### **(6) 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）**

発達障がい者への支援の充実を図るために、発達障がい及び社会的障壁の定義の改正、発達障がい者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の連携による相談体制の整備等が進められることとなりました。

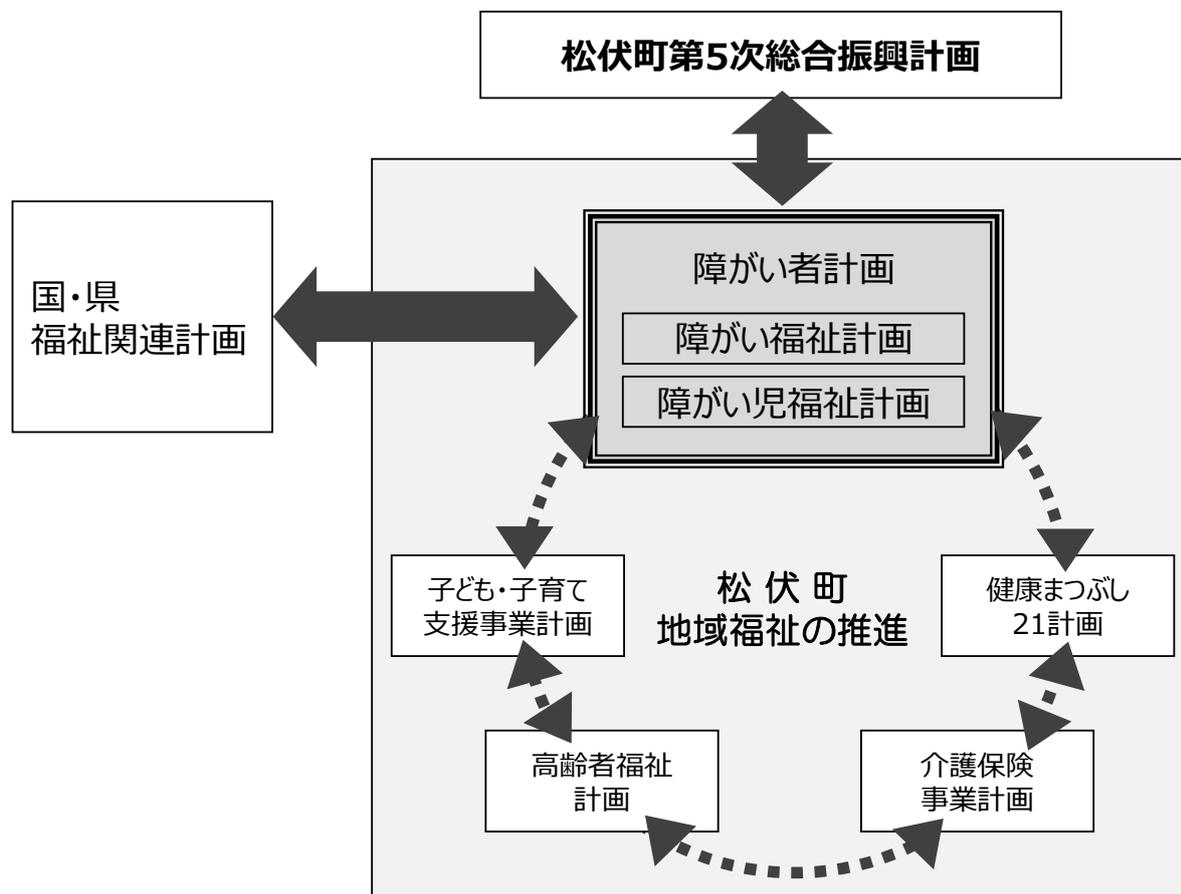
### **(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）**

障がいのある人が望む地域生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障がい福祉サービスの新設や、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、さらに障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障がい児福祉計画の策定の義務化等が規定されました。

### 3. 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定め、障がい者福祉計画の一部である障害福祉サービスなどに関してより具体的な内容を定めた実施計画として位置付けられています。

また、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で、児童福祉法に規定する障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定め、障がい者福祉計画の一部である障害児通所支援などに関してより具体的な内容を定めた実施計画として位置付けられています。



## 4. 計画の期間

「松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の計画期間は3年を1期とし、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第2次障がい者計画 (平成21年度～平成26年度) ●見直し			第3次障がい者計画 (平成27年度～平成32年度) ●見直し					
第3期障がい福祉計画 (3か年計画) ●見直し			第4期障がい福祉計画 (3か年計画) ●見直し			第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (3か年計画) ●見直し		

## 5. 計画策定の体制

本計画の策定は、以下の体制で行いました。また、次の点に考慮して調査、計画検討を実施しました。

### (1) 策定委員会の設置

本町では、障がい関係者をはじめ、福祉関係者の参画のもと、計画の策定に向けて意見・審議等を図るために「松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会」を設置しました。

### (2) パブリックコメントの実施

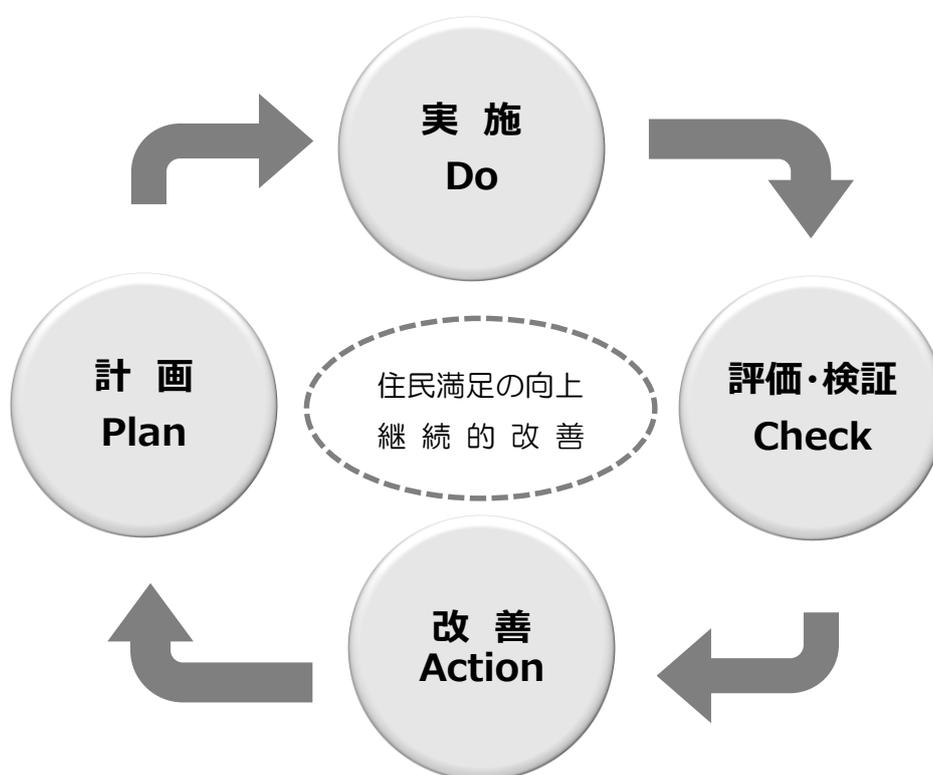
本計画の策定にあたり、町民の皆様に公表し、その案に対するご意見・ご要望を広く募集しました。

## 6. 計画の点検・評価

本計画では、施策の実効性を高めるために、計画の策定（P：Plan）及び実施（D：Do）の後、設定した数値目標の達成状況や事業の進捗状況等について評価・検証（C：Check）を行い、その結果をもとに、施策・事業の必要性等について検討・改善（A：Action）していく、PDCAサイクルを採用します。

また、利用者やサービス提供事業者の意向などを反映させながら、平成32（2020）年度に次期計画の策定を行います。

### ◇点検・評価の手順（PDCAサイクル）



## 第2章 障がい者をめぐる状況

---

---



## 1. 人口の推移

近年における本町の人口はわずかながら減少傾向にあり、平成24年度の30,944人から、平成28年度には29,989人となっています。5年間では955人の減少となっています。

### ◇町の総人口の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数	30,944	30,692	30,507	30,186	29,989
前年比	△ 212	△ 252	△ 185	△ 321	△ 197

資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

## 2. 障がい者の現況

### ① 身体障がい者（児）

身体障害者手帳の所持者数は、平成24年度の881人から平成28年度には913人と全体的には増加しており、手帳の等級別にみると、1級と4級の所持者が増加しています。

5つの障がい種別にみると、総数では肢体不自由が多数を占めていますが、心臓、じん臓、呼吸器機能障害などの内部障がいが増加しています。

#### ◇身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	302	307	298	308	323
2級	136	137	129	130	116
3級	139	139	142	136	129
4級	198	219	226	222	237
5級	64	62	65	70	70
6級	42	42	40	41	38
合 計	881	906	900	907	913

各年度3月末現在

#### ◇身体障害者手帳所持者数の内訳

(単位：人)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
視覚障害	59	60	57	58	56
聴覚平衡障害	45	45	46	49	45
音声言語障害	13	14	12	14	15
肢体不自由	523	542	531	530	527
内部障害	241	245	254	256	270
合 計	881	906	900	907	913

各年度3月末現在

## ② 知的障がい者（児）

療育手帳の所持者数は、平成24年度の212人から平成28年度には246人と、5年間で34人の増加となっています。

手帳の障がいの程度別にみると、全体的に増加しており、特にC（軽度）の方が増加しています。

## ◇療育手帳所持者の推移

(単位：人)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
18歳未満	79	76	81	84	80
18歳以上	133	143	151	157	166
合 計	212	219	232	241	246

各年度3月末現在

## ◇療育手帳所持者数の内訳

(単位：人)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
①（最重度）	53	53	53	55	55
A（重度）	63	66	67	68	68
B（中度）	55	55	57	60	62
C（軽度）	41	45	55	58	61
合 計	212	219	232	241	246

各年度3月末現在

## 第2章 障がい者をめぐる状況

### ③ 精神障がい者（児）

手帳所持者数は、平成24年度の99人から平成28年度には174人と、5年間で75人増加しています。特に2級の方が増加しています。同様に精神通院医療の受給者も大幅に増加しました。

#### ◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1級	2	6	9	12	12
2級	62	68	74	86	103
3級	35	34	44	55	59
合 計	99	108	127	153	174

各年度3月末現在

#### ◇自立支援医療（精神通院医療）の受給者数 (単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
受給者数	267	282	299	328	357

各年度3月末現在

### ④ 発達障害

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。平成23年には障害者基本法が改正され、障がい者の定義の中に「発達障がい者」が加わりました。

発達障がい者（児）の実態については、詳細は把握できていません。

発達支援巡回事業 平成28年度 34人

## ⑤ 高次脳機能障害

交通事故や脳出血などにより脳に損傷を受けたために、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じ、日常生活や社会生活を送ることに困難を有する状態をいいます。

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得することが可能ですが、実態については十分に把握できていません。

## ⑥ 難病患者

平成24年6月に改正した「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病）」を追加し、身体障害者手帳の有無に関わらず障がい福祉サービス等の対象としています。

## ◇難病患者障がい福祉サービスの受給者数

(単位：人)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
受給者数	0	0	0	0	0

各年度3月末現在

## 第2章 障がい者をめぐる状況

## 第3章 計画の基本理念と基本方向

---

---



## 1. 計画の基本理念

本計画は、障がい者（児）に対する町の福祉施策を包括的に定める「障がい者計画」を上位計画とし、障がい者計画が示す指針のもとで、障害者総合支援法並びに児童福祉法に規定された具体的な福祉サービス等を実施するための計画です。従って、計画の基本理念は「松伏町第3次障がい者計画」の基本理念を踏襲し、障がい者と障がい児の自立支援と福祉サービスの充実に努めます。

### 【基本理念】

**生きがいを持ち、自立した生活と  
一人ひとりを大切にすることができるまち**

## 2. 計画の基本方向

本計画は、以下の基本方向に基づいて推進します。

### ① 施設、病院から地域生活への移行の推進

障がい者の自立支援の観点から、国、県、事業者、障がい者団体等の関係機関と連携し、障がい者支援施設又は精神科病院から地域生活への移行を推進します。

このため、「住まいの場」であるグループホームの設置を促進するとともに、「日中活動の場」の整備に努めます。

### ② サービス提供体制の充実

発達障がいや高次脳機能障がいなども含めた障がい者等のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、訪問系サービスや日中系サービスなど、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。

### ③ 就労支援の強化

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要です。このことから、就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を確保していきます。

また、福祉施設や教育機関、ハローワーク、企業と協力し、雇用の促進に努めます。

### ④ 相談支援の提供体制の確保等

発達障がいや高次脳機能障がいなども含めた障がい者等が地域で自立した生活を送るには、障がい福祉サービスの確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が必要です。

個別事業における専門的な指導や助言が可能であり、また、地域の障がい福祉サービスやその利用者及び社会的基盤に関する実情を把握するとともに障がい福祉サービス事業者等との広いネットワークを有する指定相談支援事業者への委託を通じて、ニーズに的確に対応できるサービス提供体制の充実に努めます。

さらに、障害者差別解消法に基づき、障がい者及びその家族その他の関係者から

の障がい者を理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がい者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ります。

#### ⑤ 障がい児を対象とした福祉サービスの充実

児童福祉法改正により「障害児福祉計画」が法定計画化された趣旨を踏まえ、従来の障がい児に対する福祉サービスと、新たに加わった重度の障がい児や医療的ケアを必要とする障がい児等への支援の充実に努めます。

#### ⑥ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合、介護保険サービスの利用が優先されることになっています。高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度の利用者負担の上限が異なるために利用者負担が新たに生じることや、これまで利用していた障がい福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があるといった課題が指摘されています。

このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用していた一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう、障がい福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、障がい福祉サービス事業所が介護保険事業所としても、サービス指定を受ける等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

### 第3章 計画の基本理念と基本方向

## 第4章 施策の展開

---



## 1. 平成32（2020）年度の目標値の設定

障がい福祉計画では、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるために、目標値を設定します。必要なサービスの量を見込むにあたっては平成32年度を目標年度とし、本町のこれまでの実績や地域の実情に応じた数値目標を設定しました。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、「平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減することを基本とする。」とされています。

県の考え方では「地域移行者数は国と同様9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。」とあり、設定しない理由として、「本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。」としています。本町も施設入所者数の削減は、県の考え方に準拠し、目標値は設定しないこととしました。

地域生活移行の見込み量については、施設入所者の個々の状況から判断して3人としました。

項目	数値	備考
施設の入所者数（A）	26人	平成29年3月31日の施設入所者数
【目標値】地域生活移行	3人	（A）のうち、平成32年度末までに地域生活へ移行する目標人数

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とするために、医療や介護、保健・福祉、生活支援や介護予防を総合的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めています。このシステムは、高齢者をケアする重要な仕組みであり、その対象者として認知症高齢者の方も含まれています。

一方、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムでは、従来のシステムに加えて、医療においては精神科医療、福祉においては障がい福祉が重要な構成要素となります。

本町における住民の高齢化の進展にともない精神障害者保健福祉手帳を取得される認知症患者の方も今後増加が見込まれることから、これまで地域包括ケアシステムを推進しております高齢者福祉計画・介護保険事業計画と連携し、精神障がい者にも対応する地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。国の指針では平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその他の専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。本町においては、平成32年度末までに協議会を設置予定とします。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点については、第4期障害福祉計画の基本指針において、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することが基本とされましたが、全国的に進んでいないという状況にあります。

この拠点が持つ機能としては、①相談、②緊急対応、③体験の機会、④専門的人材の育成、⑤地域の体制作りの5つが求められていますが、国の方針において、その整備については地域の実情に応じ市町村が判断することとされました。

以上を踏まえ、本町では、多機能拠点整備のみならず、町内の障がい福祉サービス事業者を社会資源として捉え、それらを有機的に結合した面的整備、更に周辺自治体と共同での拠点整備など、様々な形態での拠点整備の可能性の検討を進めていきます。

地域生活支援拠点等の整備について、国の指針では平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとしています。

県の考え方では「国の基本指針のとおり」としています。本町においては、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を整備予定とします。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされ、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとしています。

なお、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成32年度の一般就労移行者数	5人	
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	14人	
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	17人	
【目標値】 平成31年度末の職場定着率	80%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
【目標値】 平成32年度末の職場定着率	80%	

**(5) 障がい児支援の提供体制の整備等**

国の基本指針では、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないものとしています。

また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないものとしています。

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないものとしています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないものとしています。

項目	28年度末 実数値	32年度末 目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	0	1か所	平成32年度末までに1か所以上設置 (圏域設置可)
保育所等訪問支援の体制の構築	無	有	平成32年度末までに体制を構築 (圏域での体制構築可)
児童発達支援事業所の設置	1か所	1か所	平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する事業所を1か所以上設置 (圏域設置可)
放課後等デイサービス事業所の設置	0	1か所	平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する事業所を1か所以上設置 (圏域設置可)
協議の場の設置	無	有	平成30年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を1か所以上設置 (圏域設置可)

## 2. 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく福祉サービス	自立支援給付	訪問系サービス	○居宅介護 ○行動援護	○重度訪問介護 ○重度障がい者等包括支援	○同行援護
		日中活動系サービス	○生活介護 ○就労移行支援 ○就労定着支援 ○短期入所（ショートステイ）	○自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○就労継続支援（A型・B型） ○療養介護	
		居住系サービス	○自立生活援助 ○施設入所支援	○共同生活援助（グループホーム）	
		相談支援給付	○計画相談支援	○地域移行支援 ○地域定着支援	
		自立支援医療	○更生医療	○育成医療 ○精神通院医療	
		補そう具	車いす、義手、義足、補聴器など		
	地域生活支援事業	必須事業	<理解促進や自発的活動支援> ○理解促進研修・啓発事業 ○自発的活動支援事業 <相談支援> ○障がい者相談支援事業 ○成年後見制度利用支援事業 ○成年後見制度法人後見支援事業 <生活支援事業> ○意思疎通支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○居宅生活動作補助用具（住宅改修費） ○手話奉仕員養成研修事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センター事業		
		任意事業	○訪問入浴サービス事業 ○日中一時支援事業 ○巡回支援専門員整備事業 ○社会参加支援事業 ○更生訓練費支給 ○就職支度金給付 ○自動車運転免許補助 ○自動車改造助成 ○福祉タクシー利用料金補助事業		
	児童福祉法に基づく福祉サービス	障がい児通所支援	○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援		
		障がい児相談支援	○障がい児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		

## 3. 障がい福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

#### ◇サービスの概要

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で介護が必要な人に入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的にを行います。
同行援護	重度視覚障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上の障がいのある人などに、外出時の危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

#### ◇施策の方向

居宅介護をはじめ同行援護や重度訪問介護など今後とも利用は増加していくものと見込まれます。見込み量に応じたサービスの提供体制を確保するために、サービス事業者の把握と広く情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

区 分	単 位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	実利用者数 (人/月)	23	25	29 (24)	22	23	24
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	時間 (時間/月)	358	378	389 (563)	391	409	427
重度障害者等 包括支援							

※5つのサービスを一体として設定しました。

## (2) 日中活動系サービス

### ◇サービスの概要

生活介護	常に介護が必要な方に、昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動や生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労移行支援	一般企業などの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもので、A型（雇成型）とB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うものです。 ※第5期障がい福祉計画から始まるサービスです。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行うものです。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護を行うものです。

### ◇施策の方向

日中活動系サービスの利用ニーズは増加傾向にあり、サービス事業所も増加していることからサービスの見込み量も多くなっています。

障がいのある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関と連携をとり、利用者に対し事業者情報の提供に努めるとともに、事業者に対しても広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

(上段：人／月、下段：人日／月)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
生活介護	実利用者数	49	53	54 (50)	54	55	56
	延利用日数	932	980	1,048 (901)	1,058	1,078	1,098
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	2	3	1 (2)	1	1	1
	延利用日数	11	8	21 (24)	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	1	1	1 (1)	1	1	1
	延利用日数	4	8	2 (22)	22	22	22
就労移行支援	実利用者数	13	14	17 (15)	17	17	17
	延利用日数	108	118	139 (278)	142	142	142
就労継続支援 (A型)	実利用者数	7	19	19 (4)	18	18	18
	延利用日数	84	210	362 (88)	365	365	365
就労継続支援 (B型)	実利用者数	38	43	44 (46)	41	45	49
	延利用日数	617	654	775 (860)	763	837	911
就労定着支援	実利用者数	—	—	—	1	1	1
療養介護	実利用者数	6	6	6 (6)	6	6	6
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数	18	24	19 (14)	11	13	15
	延利用日数	45	48	56 (88)	53	62	72

(3) 居住系サービス

◇サービスの概要

自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うものです。 ※第5期障がい福祉計画から始まるサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	就労又は就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護が必要な方、通所が困難な方で、自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している方に対して、居住の場を提供し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。

◇施策の方向

障がい者の自立、地域生活を支えるために欠かすことのできないサービスであり、社会福祉法人やNPO法人に対して、利用者ニーズに対応したグループホーム等のサービス基盤についての整備や運営のための情報提供や働きかけを行い、整備を促進していきます。

◇サービス利用実績量と見込み量

(人/月)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	実利用者数	—	—	—	1	1	1
共同生活援助	実利用者数	7	13	18 (11)	16	20	24
施設入所支援	実利用者数	26	27	26 (27)	26	26	25

**(4) 相談支援**

## ◇サービスの概要

計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱えている課題の解決や適切なサービスの利用に向けてきめ細かく支援するため、サービス等の利用計画を作成します。また、利用状況の検証を行い、見直しを行います。
地域移行支援	施設の入所者及び入院中の精神障がい者の住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。(緊急訪問、緊急対応等)

## ◇施策の方向

障がい福祉サービスの円滑な利用を図るためのサービス利用計画の作成と地域相談支援のサービスを提供できる相談支援事業所の確保に努めるとともに、医療機関をはじめ関係機関と十分に連絡調整を図れるように努めます。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

(人/月)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	実利用者数	39	38	34 (24)	36	38	40
地域相談支援 (地域移行支援)	実利用者数	0	0	0 (1)	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	実利用者数	1	4	4 (1)	4	4	4

## 4. 障がい児福祉サービス【第1期障がい児福祉計画】

児童福祉法の改正により、平成30年4月から、障がい児に対する福祉サービスが障がい児福祉計画として位置づけられました。既存のサービスに、新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」なども加え、障がい児に対する福祉サービスの充実を図ります。

### (1) 障がい児通所支援

#### ◇サービスの概要

児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療管理のもと理学療養法などの機能訓練や支援を行うものです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に、生活能力の向上のため、訓練や社会との交流の促進などの支援を行うものです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のため専門的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するものです。 ※第1期障がい児福祉計画から始まるサービスです。

#### ◇施策の方向

事業者に対して広く情報提供を行い、新規事業者の参入を促進し、必要なサービス量の確保に努めます。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

(上段：人／月、下段：人日／月)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	実利用者数	7	9	11	8	10	10
	延利用日数	167	134	160	116	145	145
医療型 児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用日数	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	実利用者数	43	50	51	46	48	50
	延利用日数	494	638	895	971	1,013	1,055
保育所等訪問 支援	実利用者数	0	1	1	1	1	1
	延利用日数	0	1	1	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	—	—	—	1	1	1
	延利用日数	—	—	—	5	5	5

## 第4章 施策の展開

### (2) 障がい児相談支援

#### ◇サービスの概要

障害児相談支援	障がいのある児童が、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るため、コーディネーターの配置を検討します。 ※第1期障がい児福祉計画から始まるサービスです。

#### ◇施策の方向

児童の心身の状況や生活環境などを考慮し、児童又はその保護者のサービス利用の意向が反映されるよう、相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。

#### ◇サービス利用実績量と見込み量

(上段：人/月、下段：人日/月)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	実利用者数	5	4	5	5	5	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実利用者数	—	—	—	0	0	1

## 5. 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進や自発的活動支援

##### ◇サービスの概要

理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が、日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

##### ◇施策の方向

障がいのある方等への理解を深めるための研修会・イベント等の開催を検討し、啓発活動に努めます。また、障がい者団体等の活動を支援します。

#### ② 相談支援

##### ◇サービスの概要

障がい者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見業務を適正に行うことが可能な法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

##### ◇施策の方向

成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対して、その利用の促進を図り、権利を擁護する制度として利用者ニーズを把握し、事業を進めます。

#### 第4章 施策の展開

##### ◇サービス利用実績量と見込み量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
障がい者相談 支援事業	か所	1	1	1 (1)	1	1	1
成年後見制度利 用支援事業	件／年	0	0	1 (2)	1	1	1
成年後見制度法 人後見支援事業	有／無	—	—	—	検討	検討	有

③ 生活支援事業

◇サービスの概要

意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	<p>聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者、視覚障がい者が、コミュニケーションを図るために必要とする場合、手話通訳者などを派遣するものです。</p> <p>また、町主催事業等（町民まつり、防災訓練等）においても手話通訳者を配置して行っています。</p>
-------------------------	--

◇施策の方向

手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業を引き続き継続し、今後の利用増に対応していきます。

◇サービス利用実績量と見込み量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業	件/年	18	9	9 (20)	14	14	14

◇サービスの概要

日常生活用具給付等事業	<p>在宅の重度障がい者に対し、自立した日常生活を支援する用具などの給付・貸与を行っています。</p> <p>主な品目は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）</li> <li>○自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）</li> <li>○在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）</li> <li>○情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）</li> <li>○排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつなど）</li> <li>○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）</li> </ul>
-------------	--

## 第4章 施策の展開

### ◇施策の方向

日常生活を円滑に営むことができるよう、用具の機能や性能の向上に合わせて見直しを行うなど、適切な給付による支援を行います。

### ◇サービス利用実績量と見込み量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
日常生活用具 給付等事業	件/年	532	589	538 (418)	541	571	601
介護・訓練 支援用具	件/年	2	1	1 (1)	2	2	2
自立生活 支援用具	件/年	5	1	1 (2)	4	4	4
在宅療養等 支援用具	件/年	0	4	2 (2)	2	2	2
情報・意思 疎通支援用具	件/年	2	3	1 (2)	2	2	2
排泄管理 支援用具	件/年	522	579	532 (410)	530	560	590
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1 (1)	1	1	1

## ◇サービスの概要

手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、障がい者の自立した日常生活又は社会生活に営むことができるように支援する。
-------------	--

## ◇施策の方向

手話講習会は、入門、基礎のコースを実施していきます。聴覚障がい者の社会参加のため、関係機関や関係団体との連携を強化し、事業の継続に努めます。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

(受講者数)

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (目標値)	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	8	10	5 (10)	10	10	10

## 第4章 施策の展開

### ◇サービスの概要

移動支援事業	地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。
--------	--

### ◇施策の方向

余暇活動の支援や介助者の高齢化なども踏まえ、今後、利用は増加していくと見込まれることから、事業者と連携を図り体制の充実に努めます。

### ◇サービス利用実績量と見込み量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	13	17	22 (18)	22	23	24
	時間/年	1,304	1,370	1,362 (3,125)	1,771	1,852	1,932

## ◇サービスの概要

地域活動支援センター事業	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
--------------	---

## ◇施策の方向

町内にある地域活動支援センターの運営支援と関係機関や他地域との連携・協議を図り、受入体制を確保し利用の促進をしていきます。

## ◇サービス利用実績量と見込み量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1 (1)	1	1	1
	人/年	6	5	5 (4)	7	8	9

(2) 任意事業

◇サービスの概要

訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障がい者の居宅に訪問して、サービスを提供するものです。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び一時的な休息を図る機会を提供するものです。
巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うものです。
社会参加支援事業 (レクリエーション活動等 支援・芸術文化活動振興)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、地域交流、余暇活動の充実を図るものです。 障がい者スポーツを普及するため、スポーツ体験教室等の開催や、余暇活動や製作意欲を高めるため、作品展を開催するものです。
更生訓練費支給事業	障がい者支援施設に入所している人の社会復帰の促進を図るため、更生訓練費を支給します。
就職支度金給付事業	障がい者支援施設に入所もしくは通所している人の社会復帰の促進を図るため、施設での訓練を終了し、就職等により自立する場合に就職支度金を支給します。
自動車運転免許取得費補助事業	身体障がい者の社会復帰の促進を図るために、道路交通法に規定する第1種普通自動車運転免許を取得する場合、取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障がい者の社会復帰の促進を図るために、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の走行装置等の必要な改造に要した費用の一部を助成します。
福祉タクシー利用料金補助事業	重度障がい者の経済的負担の軽減を図るために、外出が困難な重度障がい者が県内のタクシーを利用した場合、一定料金を補助します。

◇施策の方向

各事業の周知を図るとともに、新たなニーズに対応できるよう、事業内容の見直しを行います。

## ◇サービス利用実績量

事業名	単位	実績量		見込み量			
		27年度	28年度	29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	0 (2)	1	1	1
	回/年	15	3	0 (72)	36	36	36
日中一時支援事業	人/年	3	6	6 (10)	7	8	9
	日/年	31	57	68 (93)	79	90	101
巡回支援専門員整備事業	回/年	—	23	28 (—)	27	28	28
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、文化芸術活動支援	回/年	2	2	2 (3)	2	2	2
更生訓練費支給事業	人/年	2	2	3 (1)	2	2	2
就職支度金給付事業	人/年	0	0	1 (1)	1	1	1
自動車運転免許取得費補助事業	人/年	0	0	0 (1)	1	1	1
自動車改造助成事業	件/年	0	0	1 (2)	2	2	2
福祉タクシー利用料金補助事業	人/年	288	271	290 (300)	300	300	300
	枚/年	1,682	1,239	1,700 (1,650)	1,650	1,650	1,650

## 6. 町立かるがもセンター（多機能型事業所）の充実

町立かるがもセンターは、障がい者に対し、知識及び能力の向上に必要な訓練等を提供することにより、自立した日常生活、社会生活を促進する目的のもと運営されています。

地方自治法第244条の2第3項に基づき、社会福祉法人松伏町社会福祉協議会を指定管理者に指定しています。

- ・指定期間 平成30年度から平成32年度まで
- ・サービス事業内容
  - 生活介護＝15人（定員）
  - 就労継続支援（B型）＝10人（定員）

### ◇施策の方向

現在、利用している障がい者及びその保護者の高齢化が進み、利用者を送迎することができなくなりつつあり、指定管理者において車による送迎サービスの要望があります。

そこで、平成32年度までに町内の利用者の送迎ができるよう指定管理者において整備を進めます。

また、生活介護については、定員を超えているため、民間のサービス提供事業者の情報を提供していきます。

なお、就労継続支援（B型）については、引き続き利用促進を図っていきます。

### ◇サービス利用実績量

事業名	単位	見込み量			
		29年度 (計画値)	30年度	31年度	32年度
生活介護	実利用者数	17 (15)	17	17	17
就労継続支援 (B型)	実利用者数	7 (10)	8	9	10

# 資料編

---

---



## 1. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会の経緯

	日時・会場	内 容
第1回	平成29年7月4日(火) 午前10時00分～ 役場第二庁舎 301会議室	◇策定委員会委員長並びに副委員長の選出について ◇計画策定の概要について ◇計画策定のスケジュールについて
第2回	平成30年 2月13日(火) 午前10時00分～ 役場本庁舎 201会議室	◇松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(素案)について ◇今後のスケジュールについて
第3回	平成30年 3月19日(月) 午後2時00分～ 役場第二庁舎 301会議室	◇パブリックコメントの結果について ◇松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画(案)の最終協議について

## 2. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会設置取扱い

(設置)

第1条 障害者総合支援法第88条に基づく「松伏町第5期障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「松伏町第1期障がい児福祉計画」の策定にあたり、基本事項の調整等を行う松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の策定に関し、必要な事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者又は障がい児の福祉に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

### 3. 松伏町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	選出団体等	備考
土屋美幸	多機能型事業所 ゆめみ野工房	委員長
高橋芳一	松伏町立かるがもセンター	副委員長
山崎美智子	地域活動支援センター 心	
吉見光代	中川の郷療育センター	
大曾根悦子	松伏町手をつなぐ育成会	
及川佳美	松伏心身障害児・者親の会「スマイルクラブ」	
稲泉純子	松伏町じゃがいもの会	
村山敏子	松伏町社会福祉協議会	
峯岸英子	保健センター	

## 4. 用語の説明

### 【あ行】

#### ◇育成医療

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

#### ◇医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

#### ◇NPO（エヌピーオー）

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、英語の Non-Profit-Organization の略。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体はNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ばれる。

### 【か行】

#### ◇高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、これに起因して、日常生活、社会生活への適応が困難になる障がい。

#### ◇更生医療

更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

### 【さ行】

#### ◇社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

#### ◇手話通訳者

手話を用いて通訳を行う者。所定の講習を受けて技術を習得した者を手話奉仕員という。

#### ◇障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、平成5（1993）年に制定された法律。平成23（2011）年の改正では、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといういわゆる「社会モデル」に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれた。

#### ◇障害者自立支援法

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18（2006）年4月施行。

#### ◇障害者総合支援法

障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえ、「障害者自立支援法」の一部を改正し、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために、平成25年4月に施行された法律。

#### ◇自立支援医療制度

身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神通院医療費公費負担制度（32条）」と、各個別の法律で規定されていた障害者医療費公費負担制度が、障害者自立支援法の成立により平成18年4月から一元化した制度。

#### ◇身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付する手帳。障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されている。

#### ◇精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。障がいの程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されている。

#### ◇精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

#### ◇成年後見制度

判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任することにより、これらの人の財産や権利を保護するための制度。

### 【た行】

#### ◇地域生活支援拠点

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等のこと。

#### ◇地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

### 【な行】

#### ◇難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成29年4月時点で330の難病が医療費助成制度の対象となる指定難病とされている。

**【は行】****◇発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

**◇バリアフリー**

高齢者、障がいの者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが、「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり、これらのバリアをなくしていくことが求められている。

**◇ピアサポート**

障がいの者など、同じ立場の人がお互いに支え合うこと。障がいの者が個人的に障がいの者の相談に応じるピアカウンセリングは、ピアサポートの一形態である。

**【や行】****◇要約筆記者**

筆記を用いて話し手の内容を要約して情報伝達を行う者。

**【ら行】****◇リハビリテーション**

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がいの者が一人の人間として、住み慣れた地域に住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

**◇療育手帳**

知的障がいの者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がいの者であることの証票として県知事が交付する手帳。障がいの程度によって、**㊤**（最重度）、A（重度）、B（中度）、C（軽度）の4段階に区分されている。



平成30年3月発行

発行 松伏町

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

電話 048-991-1877 (直通)

編集 松伏町いきいき福祉課

